

安倍政権、変更画策か

放送法解釈 立民「文書入手」

立憲民主党の小西洋之参院議員は2日、国会内で記者会見し、2014～15年に安倍内閣が一部の民放番組を問題視し、放送法が規定する「政治的公平」の「解釈変更」（小西氏）を詐めていたことを示す総務省作成の内部文書を入手したとしている。

小西氏が公表した文書によると、解釈変更は磯崎陽

性を仄く放送を繰り返した局に電波停止を命じる可能性がある。

所管する総務省放送政策課は文書について「内部文書かどうか、確認作業中」としている。

輔首相補佐官（当時）が主導。TBS系「サンデーモーニング」でコメントデーター金責が同じ主張をしていたとして、14年11月から総務省に放送法の解釈などを示すよう迫り、15年3月5日、安倍晋三首相（当）に

立民 小西洋之参院議員が公表した文書のポイント	
安倍政権下の2014年11月以降、磯崎陽輔首相補佐官が放送法の「政治的公平」の解釈に関する議論を主導	
15年3月、安倍晋三首相は磯崎氏の説明に「現在の番組にはおかしいものがあり、こうした現状はただすべきだ」と前向きな反応	
15年5月、高市早苗総務相は国会で「一番組でも、極端な場合は政治的公平を確保しているとは認められない」と答弁	

※高市は当時

なく、放送事業者の番組全体を見て判断する」との見解を示していた。安倍氏らが協議した後の15年5月、高市氏は国会で「一つの番組でも、極端な場合は政治的公平を確保しているとは認められない」と答弁した。

説明した。安倍氏は「政治的公平の観点から、現在の番組にはおかしいものがあり、こうした現状はただすべきだ」と「前向きな反応」を示したと記されている。

総務省は従来、政治的公平に關し、「一つの番組では